



ニュース・レター

N E W S L E T T E R

平成22年3月1日発行

第 3 号

2010.3

「聴く」ということ

神奈川県立保健福祉大学教授 新保 幸男

話を「聴く」ということは、ただそれだけで、疲れるということにつながりやすい。だから、私たちはついつい相手の話を「聴く」ことから逃げてしまう。特に、語り手の心の状態が不安定なときは聴き手の疲労感が増すので、我々は、ついつい聴き手の立場から逃げ出してしまうようになる。

離婚や養育費というテーマについて、我々が行う「聴く」という行為は、①当事者の人生をかけたテーマであること、②価値判断が分かれがちなテーマであること、③語り手がとても不安定な状態にあること、④幅広い法律の知識を必要とする内容であること、⑤語り手自身の語る内容が比較的变化しがちであるように思われること、などからとても難易度の高い行為であると考えられる。この難易度が高い「聴く」行為に対して、我々はどのような姿勢で取り組むべきであろうか。

第1に、「聴く」という行為は、我々が「聴く」ことで、語り手自身が自分を見つめる機会を提供することにつながっている。このことを我々が再確認する必要がある。「聴く」ことは直接には何も生産しない。しかし、「聴く」という行為をしてもらうことで、語り手は話しても良いのだという安心感を持てるようになる。安心感を持てるようになれば、自分の状況を自分自身で理解できるようになる。自分の状況を自分自身で理解できるようになれば、自

分のことを前向きに考えようとする気持ちが生じてくる。前向きに考えようとする気持ちが生じてくれば、解決の方法を探し始めることが可能となってくる。

第2に、「聴く」という行為は、聴き手である我々に疲労感をもたらすことを我々が自覚する必要がある。不安定な心の状態にある語り手の話を「聴く」ことはかなりの疲労を我々にもたらす。この疲労は徐々に蓄積する。聴き手である我々の疲労が蓄積していくと、我々は語り手の話を十分に「聴く」ことができなくなる。この状況は語り手のために避けなければならない。語り手自身が自分を見つめる機会を提供するために、我々聴き手は自身の心身の安定を確保し続けることが求められる。このことは、とても困難なことではあるが、「聴く」行為を継続的に行うためには不可欠なことである。

聴き手自身の心身の安定をどのようにして保つか。美味しいものを食べる、温泉などでゆっくり休む、スポーツなどをして体を動かす。それぞれ手段は異なるかも知れないが、母子自立支援員、養育費専門相談員の皆さんには、ご自身の心身の安定を保つことを是非大切にさせていただきたいと願っている。そのことが「聴く」ことを可能とし、語り手自身の手による問題解決を促進する決め手となるからである。

研修講師からのメッセージ

子どもの権利条約を 母子自立支援のガイドラインに

—前明治大学法学部同法科大学院教授
若林昌子先生の講演から—

平成21年9月10日～11日、香川県庁ホールで開催された平成21年度全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会で前明治大学法学部同法科大学院教授若林昌子先生から「子どもの権利と家庭裁判所—〈子の最善の利益〉を保障するために—」と題した講演をお聞きしました。

先生は「子どもは、その人格の全面的かつ調和のとれた発達のために、家庭的環境のもとで幸福、愛情、理解に満ちた雰囲気の中で成長すべきである」という子どもの権利条約の前文6節を紹介し、日本の母子自立支援の現場でもこの条約の趣旨をガイドラインとして「子の最善の利益」の実現に努めるべきであるというメッセージを伝えられました。また、裁判官時代に「子どもにとって幸せなことは、父母と子どもとの関係が、離婚後も自然に継続すること。このことが、どれほど子どもにとって利益なことでしょう。そして、子どもが健やかに育つために、どれほど影響が大きいことでしょう。」と父親に語りかけたケースを紹介され、養育費も面会交流も子どもの最善の利益を図るという観点から父母が協力してルールを作っていくことの大切さを強調されました。

最後に、離婚と子どもに関する紛争解決や離婚後の子育て支援について、「たらいまわしでなく、最短コースで紛争を解決できると同時に安定した生活

を取り戻すことができるまで支援を受けられるネットワークやシステムが構築されること」を期待し、「子どもの権利条約が社会的な共有財産になるように期待したいと結ばれました。



相談はABCDの手順で

—堺市教育センター主査
萩昌子先生の講演から—

平成21年11月12日～13日、大阪市のホテルプリムローズ大阪で平成21年度第2回養育費専門相談員等研修会が開催されました。今回はFPIC主任研究員の山口恵美子講師による「離婚後の親子関係の再生を願って—面会交流の援助について」、堺市教育センター主査の萩昌子先生から「家族に対する相談支援のために」という二つの講演をお願いしました。ここでは萩先生のお話をご紹介します。

先生はアドラー心理学に基づいた教育相談等で多くの実績を挙げてこられました。今回も先生オリジナルの相談の手順ABCDに基づいて「質問の仕方」、「ないもの探しよりあるもの活用を」、「トラブルは言い方から」、「断り上手と断られ上手」など、タイトルを聞いただけで思わず引き込まれるお話を、関西弁でまるやかに、わかりやすくお話しされ、受講者のみなさんからは笑いが絶えませんでした。

しかし、笑って聞いているうちに深いコミュニケーションスキルが語られ、あー納得という感じで、芸といってもよい萩先生の語り口に魅了された講演でした。

ちなみにAはアーそうなんだのA、Bはちょっとでもましなことを探そうのベターのB、Cはどういうコースを選ぶかのC、又は事態を変化させるチェンジのC、Dは進歩したことを一緒に喜ぶデライトのD、ということでした。

若林昌子先生及び萩昌子先生の講演録は、近々それぞれ小冊子として刊行し、全国の母子自立支援員さんたちの研修資料にしたいと考えています。ご希望があれば養育費相談支援センターまでお申し込みください

平成21年度第2回養育費専門相談員研修に参加して

福岡市立母子福祉センター次長 大戸 はるみ



11月12日（木）、13日（金）に大阪で、第2回養育費専門相談員研修がありました。第2回は主に関西以西の養育費専門相談員、母子自立支援員を対象にしているとのことでした。

最初に厚生労働省の雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の花山係長より「ひとり親家庭対策について」の説明があり、新たな施策や養育費確保の位置づけなどが分かりました。続いて、FPICの山口恵美子主任研究員による「面会交流の援助」についての講演がありました。年間に500件近く援助する面会交流事例から見えてくる現状と将来像について語られました。私たちの母子福祉センターでは法律相談のときに親権・養育費と合わせて面会交流が相談項目として入ることがありますが、生活相談では余り上がってきません。生活、仕事が最優先で、別居親との関係については個人のレベルで解決しているのかも知れません。講師の豊富な体験から、面会交流することが子どもにとってどのような意義があり、どのように成長に役立つかが語られました。ドイツや韓国で立法化されていることも初めて知りました。FPICのような第三者援助機関があることは、面会交流に悩むそれぞれの親にとって心強いことである一方、費用負担ができない親は利用できないという限界もあると感じました。私たちのセンターの相談員会議で面会交流の第三者援助機関としてのFPICの存在を伝えたいと思います。

次に「家族に対する相談支援のために」というテーマで、堺市教育センターの萩昌子さんの講演がありました。教育相談グループで小・中学生の教育相談に当たっておられ、カウンセリングにおいてはアドラー心理学を参考にしているということでした。子ども本人が教育センターに来なくても、家族のなか

で来られる人が相談に来ればよい。相談ではどんな場面で、誰との間で、どんな時にそうなるかといった状況を聞き、行動からメッセージを明らかにするということです。情報収集のための聞き方は答えがイエスかノーで終る「閉じた質問」ではなく、幅広く答えられるような「開いた質問」が望ましいと具体的な例をあげて説明されました。次に、ないものをいうのではなく、あるもの、使える方法、できたことなどプラスのことに注目し、相談者が持っている力を生かす方向を探していくことが、相談者の意欲につながる。そして、どうしていきたいかを一緒に考える素地ができるというプロセスを関西弁で軽妙に話されました。私自身、日常生活において人の良いところを評価するより、できていないことを責める傾向にあることに改めて気付かされました。伝えたい内容はよくても、伝え方がうまくないと本人には届かない。コミュニケーション能力を高める必要があるのは相談員自身にも言えることである、と結ばれました。

翌日は分科会に分かれての養育費相談事例研究でした。事例に沿って、意見交換をし、講師から補足説明を受けるという流れでしたが、実際の相談事例も多数あげられました。また再婚した場合の養子縁組や、再婚からさらに離婚に至った場合の養子縁組解消などの事例についても検討しました。

今回の研修は、親子関係について面接交渉や不登校など、身近な問題について改めて考えるよい機会になりました。またいろいろな地域の就業自立支援センターや、母子自立支援員、就業相談員など、違うセクションで働く人の話も聞け、充実した二日間でした。



シリーズ

そこが知りたかった ③

ニューズレター1号において、「公正証書」と「調停調書」の違いや特徴などについて紹介しましたが、離婚や養育費の取決めをするに当たって確実な約束とするために公正証書を作成しておきたいという相談が増えています。今回は、質問の多い事項について、離婚や養育費に関する公正証書を作成する場合の具体的な手続きや準備しておくことなどを紹介します。

公正証書とは

○公正証書とは何ですか

国の機関である公証人が作成する公文書です。

○公正証書を作成するメリットは何ですか

当事者の合意内容を公に証明する書面です。金銭を支払う契約においては、強制執行認諾条項（強制執行を受けることを承知する旨の文言）をつけておけば、相手が約束を守らない場合は裁判所の判決と同様に強制執行ができます。

作成手続き

○公正証書を作成するにはどこに行けばよいのですか

公証役場に当事者（養育費などの取決めをする人）が出向きます。公証役場は全国に約300か所あります。どこでも利用できます。

○本人が行かなければいけませんか

養育費や慰謝料、財産分与など金銭を支払う契約の公正証書は本人の委任状を持った代理人でも手続きができます。ただし、身分に関する行為（離婚、認知、養子縁組することなど）についての取決めは本人でないとできません。また、当事者双方の代理を一人ですることはできません。

○公正証書作成にかかる期間、役場に行く回数はどれくらいですか

期間や回数は、当事者の準備の内容によりります。養育費だけの合意であればすぐにできる場合もありますが、離婚などの場合は慎重に検討してもらうための時間を求められることもあります。

○作成の費用はどのくらいかかるのですか

手数料は目的価額（取り決める金額）等により定められています。国が定めた手数料は次のとおりです。

目的の価額	～100万円まで	～200万円まで	～500万円まで
手数料	¥5,000	¥7,000	¥11,000
～1000万円まで	～3000万円まで	～5000万円まで	～1億円まで
¥17,000	¥23,000	¥29,000	¥43,000

※慰謝料・財産分与と養育費とは別個の法律行為として扱われ、それぞれ手数料が必要となります。養育費の支払いは、長期にわたる場合でも10年分の金額が目的価額になります。

○申込みに当たって用意する資料は何ですか

具体的な支払額、支払日、振込先等についての合意事項のメモ書きと、当事者であることを確認するもの（運転免許証、パスポート、印鑑証明書等）、印鑑などです。

養育費の支払いがあれば子どもの氏名、生年月日の分かるもの（子どもの健康保険証、戸籍謄本等）、不動産が財産分

与の対象になるときは不動産の登記簿謄本、固定資産の評価額がわかる納付書又は評価証明書。

※予め作成する公証役場に電話して相談時間や必要書類についてご確認ください。

公正証書作成の内容

○作成を申請するまでに契約内容を決めていなければなりませんか

公正証書は当事者の合意を記載して作成するものなので、合意ができていなければ作成できません。公証人が養育費の金額などについて算定するわけではありません。

○どんな内容でも合意ができれば作成してもらえますか

法律で許されないような内容は作成することはできません。

公正証書による強制執行手続き

○強制執行をする場合にはどのような手続きをとるのですか

強制執行は、地方裁判所に申立てをしますが、その前に公証役場に申請する手続きがあります。まず、公正証書に認諾条項が入っているか確認してください。この条項がないと強制執行はできません。次に、公正証書を作成した役場に、公正証書の正本を持参の上、次の手続きを依頼します。

①執行文の付与申請

執行文とは、その文書（公正証書など）に基づいて強制執行してよいことを公証するもので、公正証書の場合、その正本の末尾に「債権者は、債務者に対し、この公正証書により強制執行することができる。」という文言を記載し、公証人がこれに記名押印するものです。（手数料1700円）

②送達証明書の付与申請

公証役場から公正証書の謄本を債務者に送達してもらい、送達した証明書を交付してもらいます。（手数料1400円）

この①と②の書類が揃ったら地方裁判所民事部強制執行係（義務者の住所地の地方裁判所）に差押え命令を申立てます。ほかに、間接強制の申立て（支払いがされない場合に一定の金銭の支払いを命じるもの）もできます。間接強制は義務者に心理的強制を与える有効な手段です。

○公正証書で記載されている内容ならすべて強制執行ができますか

強制執行ができるのは、養育費や慰謝料の取決めなど金銭の支払い契約についてだけであり、それ以外の、例えば「住所や勤務先が移動した場合は相手に連絡する」というような通知義務や物の給付、建物の明け渡し等は強制執行の対象になりません。

上記の作成に当たっては、蒲田公証役場奥林潔公証人のご協力をいただきました。

日々
雑感

シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取組み

大浦 礼子

仙台市母子家庭等就業・自立支援センター 所長

仙台市母子家庭等就業・自立支援センターは、平成20年6月に社会福祉法人仙台市社会福祉協議会が仙台市から運営を受託して開所いたしました。

母子家庭への就労支援は、本会としては初めての取り組みですが、幸い就労支援の経験者や産業カウンセラーの資格保持者など、女性問題にも深い理解を持つ相談員が勤務しておりますので、心強い限りです。利用者さんに寄り添う支援を目指し、私も含め女性4人で、チームワーク良く取り組んでおります。

母子家庭のお母さんたちが、仕事や子どものこと、これからの自分の生き方などについて総合的に相談できる場として、安心して利用していただきたいという思いで運営しておりますが、求人数が激減する中で求職活動をしているお母さんたちの苦勞は並大抵ではありません。それ以外の相談でも、DV被害の精神的後遺症について、子どもの精神的不安定さの心配、突然の離別で途方に暮れている、など深刻なものばかりです。

また高校進学を控えた子どもさんのおられる方は、教育費についての不安も大きく、「私の給与で、子どもを進学させられるだろうか」というご相談も少なくありません。そのような時に「養育費はどうなっていますか?」とお尋ねしますと、ほとんどの

皆さんが、「受け取っていないが、もう一切関わりたくないので、請求する気もない」、「相手が経済的に破たんしたための離婚だったので、取り決め自体しなかった」という答えが返ってきます。中には「取り決めをして離婚し、定収があるにもかかわらず養育費を支払わないので、数カ月おきに裁判所に申し立てをして給与の差押えをしている」という方もありました。(注：現在は未払分があれば、将来分の養育費についても差押えすることができるようになりました。)

養育費が離れて暮らす親の義務だという考え方は、まだまだ一般的に浸透しているとは言えない状況だと思いますし、そもそも離婚に至る人間関係だった相手と養育費を通して関わっていかねばならないこと自体が、苦痛な場合もあると思います。

また、払える状況なのに払わないといった、嫌がらせをする相手方に対してはもちろんですが、子育てと仕事で毎日追われるように過ごしている母の側が手続きしなければ、手元に養育費が払われないう今の制度は負担が大きすぎるように思います。養育費の支払いが滞ったり、止まっているという場合には、国が養育費を一旦立て替えて支給して、相手方の給与差押えなどを国が行って回収するような制度設計であれば、より養育費制度が生きてくるのではないかと感じています。



明るい笑顔が
頼もしい大浦さん!
(●^o^●)

ポスターができました!!!

お子さんと離れて暮らしているお父さん、お母さん。お子さんとの心の絆を持ち続けるための養育費を届けましょう。養育費相談支援センターではこのほど、主として養育費支払い義務者向けのポスターを作成しました。

現在、全国の市町村役場や母子自立支援センター、各種の相談窓口にお届けしています。できるだけ多くの方に見ていただきたいのです。もし貼っていただけるところがありましたら、どしどしお申し込みください。



全国5都市で無料相談会実施

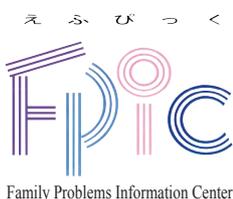
平成21年度は、東京、大阪、福岡、仙台、札幌で養育費や離婚に関する無料相談会を実施しました。参加者は全国で約120人でしたが、最近の経済状況を反映した深刻な相談や、再婚にともなう問題など多様な相談が寄せられました。

相談会は、いずれも県や市、又は母子福祉連合会、母子自立支援センターとの共催あるいは後援をいただいて

いろいろな御協力をいただきました。改めてお礼申し上げます。この無料相談会は、各地の自立支援員さんたちの相談能力の向上も目的にしています。事前の講習会や反省会を開いて、相談技法や知識の共有化を図っています。来年はもっと多くの都市で無料相談会や講習会を実施したいと考えています。

編集後記

- ★今回の巻頭言は養育費相談支援センターの運営委員でもある神奈川立保健福祉大学の新保幸男教授に「相談」の要諦である「聴く」ことについて示唆に満ちたメッセージをいただきました。相談者自身の持つ問題解決力が自然に生まれてくるような「聴き方」を目指して修練しなければと反省しました (鶴)
- ★ニュースレター3号の「そこが知りたかった」は多くの相談者からのご質問が多い公正証書の作成についてQ&A方式の情報提供をさせていただきました。養育費専門相談員、母子自立支援員さんをはじめ窓口職員の方にご利用いただければ幸いです。ご指導いただいた蒲田公証役場奥村公証人に厚くお礼申し上げます。(石)
- ★福岡母子自立支援センター次長の大戸はるみさんに養育費専門相談員研修会のご感想をいただきました。今年は少しでも多くの方にご参加いただけるように東京と大阪の2か所で開催しました。来年度ももっとたくさんの方に参加していただけるような内容にしたいと思います (石)
- ★今回は仙台市母子自立支援センターをご訪問しました。所長の大浦礼子さんは包容力と行動力を併せ持った素敵なリーダーであこがれてしまいました。門間さんはじめ仙台の支援センターのパワーに圧倒されました (えび)
- ★何とか3号の刊行にこぎつきました。春を迎える桜色の表紙をお届けします。(川)



養育費相談支援センター

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階
 TEL 03 (3980) 4108 フリーダイヤル 0120-965-419
 FAX 03 (6411) 0854
 URL <http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>